

令和6年1月26日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定に関する諮問・答申について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本年1月15日に開催された第238回分科会にて指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正について、また、1月22日に開催された第239回分科会にて各介護サービスの報酬算定基準等について、それぞれ、厚生労働大臣から社会保障審議会議長に諮問が行われ、同分科会において審議の後了承し、同審議会に報告され、社会保障審議会議長から厚生労働大臣に答申されました。本通知は、下記の通り厚生労働省ホームページにおいて、諮問・答申を含む各回資料が公開された旨の連絡です。

なお、第239回分科会の参考資料1「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」の75頁訪問リハビリテーション「2.(1)⑩診療未実施減算の経過措置の延長等」において、診療未実施減算について、『事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和6年3月31日までとされている適用猶予措置期間を3年間延長する。』『適用猶予措置期間中においても、事業所外の医師が「適切な研修の修了等」の要件を満たすことについて、事業所が確認を行うことを義務付ける。』旨が記されております（「適切な研修の修了等」には、日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会の単位取得が含まれる）。詳細につきましては、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等が発出され次第、日本医師会から連絡されるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会介護給付費分科会

・第238回（令和6年1月15日開催）

第239回（令和6年1月22日開催）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html

○第239回社会保障審議会介護給付費分科会（令和6年1月22日開催）

参考資料1「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195264.pdf>

<担当>大阪府医師会地域医療2課（西井・吉田・竹村）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737